



平成 28 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 富 士 変 速 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 米 利 政
(コード番号 6295 名証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 井 本 明
(TEL. 058-271-6521)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 18 日開催予定の第 52 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 28 年 2 月 4 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成 28 年 3 月 18 日開催予定の当社第 52 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正に伴い、定款の定めによって、業務執行取締役等でない取締役等との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、今後もそれら取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるように、またその期待される役割を十分に発揮できるよう、第 29 条(取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款の一部と変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 18 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 18 日 (金)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株 式 第 6 条～第 12 条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第 13 条～第 19 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法) 第 20 条 当会社の取締役は 12 名以内とし、株主総会において選任する。 2. ～3. (記載省略) (任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) 2. <u>増員または 補欠</u>として選任された取締役の任期は、<u>在任</u> 取締役の任期の満了する時までとする。 第 22 条～第 23 条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役 <u>および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第 25 条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役 <u>および監査役</u> が記名押印または電子署名する。	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> 第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株 式 第 6 条～第 12 条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 13 条～第 19 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (員数および選任方法) 第 20 条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 12 名以内、<u>監査等委員である取締役は、4 名以内</u> とし、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. ～3. (現行どおり) (任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の 補欠として選任された 監査等委員である 取締役の任期は、退任した監査等委員である 取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第 22 条～第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第 25 条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 27 条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会において定める。 (新 設)	第 27 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</u> <u>(取締役の責任免除)</u> 第 29 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 (員数および選任方法) 第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とし、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除) (削 除)
(任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
(常勤の監査役) 第 31 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議方法) 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役会の議事録) 第 34 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。	(削 除)
(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削 除)
(監査役の報酬等) 第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。	(削 除)

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 32 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 37 条～第 38 条 (条文省略)	第 34 条～第 35 条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 40 条～第 43 条 (条文省略)	第 37 条～第 40 条 (条文省略)

以 上